

平成29年（ヨ）第651号 高浜原発3，4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

## 準備書面(10)

自衛隊法82条の3と事態対処法の関係について

平成29年10月13日

大阪地方裁判所 第1民事部 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之  
外

債務者は、ミサイル攻撃に対しては、「武力攻撃事態等および存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（「国民保護法」）等の関係法令の枠組みの下、原子力発電事業者は具体的な状況に応じて、原子炉の停止その他の措置を適切に講ずることが予定されているところ、未だ「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」に至っていないと反論している（答弁書10～11頁、主張書面（1）12頁）。

しかしながら、事態対処法の成立は平成15年6月13日である。他方、自衛隊法82条の3（弾道ミサイル等による破壊措置）は平成17年7月29日の改正によって規定されているところ、事態処置法では対処できない事態のために、上記弾

道ミサイル等による破壊措置を規定したことは明らかである。

そして、事態対処法及びその下位法規では武力攻撃事態または武力攻撃予測事態が発生した時の原発の防御についての原子力規制委員会の命令（原発の停止命令など）等の枠組みが用意されている。しかし、弾道ミサイル破壊措置命令が発せられた時の原発の防御についての枠組みは用意されていない（自衛隊法82条の3第3項に定められた緊急対処要領(疎甲第103号証)にも原発に関する記述はない。）。その部分はいわば「法の空白」となっているのである。ならば、その部分は司法判断で埋めて、債権者を含む国民の安全を確保するしかないのである。

以上